			J_{23} ＝ 0.02747 J_{24} ＝ 0.02792 J_{25} ＝ 0.028 J_{26} ＝ 0.028 J_{27} ＝ 0.027 J_{28} ＝ 0.0257 J_{29} ＝ 0.0259 J_{30} ＝ 0.02596 $J_{令元}$ ＝ 0.02561 $J_{令2}$ ＝ 0.00114 $J_{令3}$ ＝ 0.00157 $J_{令4}$ ＝ 0.00353
			K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $L_{令2}$ ＝ 0.07113 $L_{令3}$ ＝ 0.07162 $L_{令4}$ ＝ 0.07437
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4} (C_n \times D_n)}{5{,}310\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度

			H_{23} ＝ 0.02744 H_{24} ＝ 0.02782 H_{25} ＝ 0.02826 H_{26} ＝ 0.028 H_{27} ＝ 0.026 H_{28} ＝ 0.0257 H_{29} ＝ 0.0259 H_{30} ＝ 0.02592 $H_{令元}$ ＝ 0.02559 $H_{令2}$ ＝ 0.02575 $H_{令3}$ ＝ 0.00157 $H_{令4}$ ＝ 0.00353 $H_{令5}$ ＝ 0.00479
			I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $J_{令2}$ ＝ 0.07099 $J_{令3}$ ＝ 0.07158 $J_{令4}$ ＝ 0.07405 $J_{令5}$ ＝ 0.07612
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度